

(事業主の方へ)

平成27年5月1日雇入れから

「特定就職困難者雇用開発助成金」の支給審査基準を明確化します

「特定求職者雇用開発助成金」(特定就職困難者雇用開発助成金)は、平成27年5月1日の雇入れから、下記のように支給審査基準の一部を明確化することになりました。

今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

支給審査基準の明確化

平成27年5月1日の雇入れの対象者から

支給対象事業主は、対象労働者を雇用保険の一般被保険者として継続すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。)が確実であると認められる事業主であることに従来からなっています。今後、有期契約労働者の契約期間の更新の支給審査基準を、以下のように明確化することになりました。

契約期間の更新については、本人が希望すれば更新(自動更新)され、かつ、雇用契約書又は雇入れ通知書についてもその旨が記載されている場合のみ支給対象となります。

したがって、条件付更新や、更新する場合があるなどの記載のある雇用契約書又は雇入れ通知書では、65歳以上に達するまで継続雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実とは認められず支給対象にはなりません。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

